

「きんしんバンキングアプリNEO」からの口座開設に係る特約

1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、「きんしんバンキングアプリNEO」(以下、「アプリ」といいます。)から口座開設した普通預金(総合口座)(以下、「本口座」といいます。)に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約に定めのない事項に関しては、「きんしんバンキングアプリNEO利用規定」、「総合口座規定」および関係する各種預金規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

2. 取引の開始

本口座は、当金庫が口座開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

3. 預金の預入 払戻

- (1) 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預入支払機(現金自動支払機を含む。)において、本口座のキャッシュカードを利用することにより、預金の預入れ払戻しを行うことができます。
- (2) 当金庫の現金自動預入支払機(現金自動支払機を含む。)において、本口座の通帳を利用することにより、現金の預入れを行うことができます。
- (3) 当金庫窓口で本口座の通帳を利用することにより、現金の預入れを行うことはできますが、払戻しを行うことはできません。当金庫窓口で払戻しを行う場合は、印章を届け出てください。

4. 印章の届け出

本口座の印章の届け出を希望される場合は、印章(印鑑)・顔写真付き本人確認書類・本口座の通帳またはキャッシュカードをご持参のうえ、当金庫窓口へ届け出てください。印章のお届けが完了するまでは、印章を用いたお取引はできません。

5. 口座の解約

本口座を解約する場合は、当金庫窓口にて当金庫所定の払戻請求書に記名して、本口座のキャッシュカードおよび顔写真付き本人確認書類とともに提出してください。

なお、印章を届け出している場合は、払戻請求書に届け出の印章も押印してください。

6. 規定等の変更

- (1) 当金庫は、この特約の各条項その他の条件について、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2025年4月1日現在)